(オーストラリアNSW州政府 家族・コミュニティサービス局 住宅部)

Family & Community Services
Housing NSW

(公共空間にいるホームレスのためのプロトコル)

Protocol for Homeless People in Public Places

プロトコルとは？

NSW州政府は2000年に本プロトコル（議定書）を締結し、これはホームレスの人々が敬意を持って適切に扱われること、ホームレス状態にあることを理由に差別されないことを確かにするためのものである。また本プロトコルは、ホームレスの人々が支援サービスを必要としたときに、そのサービスが提供されるよう支援することも目的としている。これは、ホームレス問題に効果的に対応するための政府の戦略において、重要な要素である。

プロトコル本文

ホームレスの人は以下の場合を除き、介入をされるべきでない（放っておくべきである）。

- 本人が支援を要請した場合
- 苦しんでいたり、支援が必要な状態にあると見られる場合
- 職員が情報交換やサービス提供目的でそのホームレスの人と交流しようとする場合
- そのホームレスの人の振る舞いが、自分自身あるいは周囲の人の安全を脅かす場合
- そのホームレスの人の振る舞いが、器物破損や自然・文化環境の破壊を招きそうな場合
  （例えば、文化財を傷つけたり、水質汚染、火事を起こす危険性がある場合）
- そのホームレスが、自身や他人の健康や安全に危害を及ぼす恐れがある環境で起居している場合
  （例えば、廃屋や危険な土地で寝泊りしている場合）
- そのホームレスが16歳未満であると見られる場合

本プロトコルは、健康や安全上の危険がある場合、または違法な行為が発生した場合に、各機関が適切な処置を行うことを妨げるものではない。

ホームレスの人々が支援を求めた場合、職員らは以下の対応をすることが出来る。

- 適切なサービス提供機関を直接巻き込む
- 助言や利用可能なサービスの情報を提供する
- ホームレスの人が電話か直接行くことによって助言や支援を受けられる場所の情報を提供する

プロトコルの根底にある原則

プロトコルは以下の原則に基づいている。

- ホームレスの人々は、他のすべての市民が有する権利と同じ権利を有する
  ー公共空間にいる権利を有し、同時に地域コミュニティの人々が安全で平和な環境に住まう権利を尊重する
  ー公共の活動やイベントに参加する権利を有する
  ー自身の所持品を運んだり、保管する権利を有する

- ホームレスの人々との接触が起こりやすい地域で活動する組織は、要請のあったときにホームレスの人々を援助できるよう、あるいはホームレスの人々が適切なサービスに連絡するのを助けられるよう、そのための十分な情報を受け取るべきである
- ホームレスの人々は多様な背景やニーズを持っており、いかなる応対においてもこの点が考慮されねばならない
  - アボリジニや文化・言語・宗教的に異なる背景を持つホームレスの人々と接するときは、その人の持つ文化に対して配慮と敬意を払わねばならない。職員は必要に応じて通訳者サービスを利用し、人々を関連サービスにつなぐことを援助すべきである
  - 多くのホームレスの人々は、精神疾患や薬物・アルコールの問題、認知障害など複雑なニーズを抱えている。これらの問題の結果、ホームレスの人々が反社会的に見えるふるまいをするに至る可能性もある。
  - ホームレスの人々はその他にも、支援ニーズに影響を与えるような出来事を経験したことがあるかもしれない。例えば、彼らは家庭内暴力を経験したり、拘置所や児童保護施設を出てきたり、亡命を希望する難民で地域の中に頼れる人がまったく存在しない等がありうる。
  - 本プロトコルは既存の法律、法定義務や規定を優越するものではない。本プロトコルを批准する機関の持つ特定の法や規定を執行する権限を弱めるものではない。
- ホームレスの人々は、他のすべての市民と同様に、抗議や訴えを起こす仕組みにアクセスできる

プロトコルはどこで適用されるのか？

本プロトコルは、市民にとって通常アクセス可能な公園や屋外スペースなどの公共空間のみに適用される。私有財産や一般的にアクセス可能でない土地・資産には適用されない。

以下に記載する、運営上公共空間における活動を行う政府機関、あるいはホームレスの人々への支援サービスを提供する政府機関が本プロトコルを批准している。

- Housing NSW（住宅局）
- Community Services（コミュニティサービス局）
- Department of Premier and Cabinet（内閣省）
- NSW Police Force（警察省）
- Office of Environment and Heritage（環境・文化財室）
- NSW Health（保健省）
- RailCorp（鉄道局）
- State Transit Authority of NSW（交通局）
- Sydney Harbour Foreshore Authority（シドニー港湾庁）
- Sydney Olympic Park Authority（シドニー五輪公園庁）
- Aboriginal Affairs（アボリジニ担当局）
- Ambulance Service of NSW（救急サービス局）